

第1「設問1」

適当

訴えの
使用規則



訴訟事件

第

問

家

1. Bは新株発行無効の訴え(会社法[以下省略] 828条1項2号)を提起し、本件決議1・2に瑕疵があり、株主の意思に反する支配的利益の侵害があったと主張することが考えられる。甲社は非公開会社であり、会社法は非公開会社の株主の支配的利益の保護を重視し、この利益が侵害される場合、株式発行等を無効にして既存の株主を救済する旨の趣旨と解されるからである。

利益を重視
している

Bは甲社株主であり、新株発行無効の訴えの原告適格を満たす(828条2項2号)。当該訴えの提訴期間は非公開会社の場合1年だが(828条1項2号)、無効の根拠として株主総会決議の取消事由を挙げる場合、決議の日から3ヶ月以内であることも求められる(831条1項柱書)。[発行の日から] 本件では本件決議1・2の可決が令和2年3月25日、本件株式発行が同年4月10日、現在が同年5月14日であるから、いずれも満たされる。

以下では、本件決議1・2の瑕疵が認められ、本件株式発行の無効事由が存在するか否かを検討する。

2. まず、本件決議1・2は共にその内容たる議案1・2が甲社株主のBに予め通知されていなかった。このことから、Bは831条1項1号により本件決議1・2が取り消され、本件株式発行の無効事由になると主張することが考えられる。なお、前提としてBは甲社株主から原告適格を満たす(831条1項柱書)。

(1) 298条1項、299条1項及び同2項2号より、取締役会設置会社は株主総会の目的事項を予め株主に書面で通知しなくてはならない。

(2) 本件において、甲社は取締役会設置会社である。にもかかわらず、

株主総会の招集に際し目的事項である本件議案1・2について予め株主のBに書面で通知しなかった。

(3) よって、本件決議1・2は、これを可決した株主総会の招集手続において299条1項及び同2項2号に違反する。株主総会

(4) 以上の法令違反は、831条1項1号に該当する。決議の取消事由にあたる。この違反によつてBは株主総会の前に準備をしておく利益を害され、総会当日に本件議案1・2を初めて知った上で賛否の判断をその場で下した。つまり、主体的に判断し、自己の意見を反映させるという株主の基礎的な権利が害された。このことから、本件決議1・2の取消しは裁量棄却が認められない上(831条2項)、株主の意思に反する支配的利益の侵害があったと認められる。[違反する事実が重大であるがゆえ]

(5) したがって、本件決議1・2は取消事由となる瑕疵があり、これにより株主Bの意思に反して支配的利益が侵害されたから、本件株式発行は無効事由が認められる。規定に反するから無効である。

3. 次に、本件決議2において、甲社取締役Cは株主Bに対して本件優先株式の評価額が1株あたり4万円であるところ、2万円との虚偽の説明を行った。"これから以下の主張が考えられる"などとして方針が示されている。

(1) まず、Bは831条1項1号により本決議2が取り消され、本件株式発行の無効事由になると主張されることが考えられる。

了。199条3項より、株式をその評価額より安く、引受人に有利なように発行する際は、取締役が株主総会で理由を説明しなくてはならない。

やはり、ここは
何の株式が
始まるに？
それ止ま
しむ必要

第

問

1. 本件において、P及びCは有利なように本件株式発行を行おうとするところ、Cはこの事実すらBから隠ぺいした。つまり、当然、本件有利発行の理由が株主総会で説明されたとは認められない。

2. よって、本件決議2は、決議の方法が199条3項に違反する。

3. 以上の法令違反は、831条1項1号に該当する取消事由にあたる。

4. この違反によってBは本件優先株式の価額に非ず、2万円という額に賛同するか否かの意思決定の過程で誤りが入りこんだ。たとえ全株主の同意があるとしてもBの判断が瑕疵ある認識に基づく以上本件決議2は正当化されないし、2-(4)と同様の株主の基礎的な権利の侵害があったことに変わりない。

5. したがって、本件決議2は取消事由となる瑕疵があり、これにより株主Bの意思に基づかない支配的利益の侵害があったから、本件株式発行は無効事由が認められる。

6. (2) また、Bは虚偽の説明が取締役Cによりなされてそれに基づき自己が議案2に賛成したことから、決議の方法が著しく不公正であるとして831条1項1号により(1)と同様に主張することもできる。

7. <以下、2頁12行目に挿入>

8. また、特に決議1が取り消されれば、本件優先株式は定款に定めのない株式となる。本件優先株式は剰余金の配当について普通株式と異なるから108条1項1号の種類株式にあたり、同2項より定められる事項が定款に定められなければならない。つまり、本件決議1が取り消されれば、本件優先株式の発行は108条2項1号に違反するものとなる。このことから本件株式発行が無効となることが基礎づけられる。

第

問

第2 [設問2] (1)

具体的に
% high 20% くらい?

1. まず, Pが行使できる議決権の数が半減することが争われる。
本件株式併合前は発行済株式9万株のうち5000株を保持していた
(約5.6%)が, 併合後は8万5000株のうち2500株となる(約2.9%)。
これにより, Pは297条1項や358条1項, 426条7項,
433条, 479条2項, などに基づき請求申立てができなくなる。また, 当然
自己が会社に対して与えられる影響が小さくなり, 自己の意思を反映
させることが難しくなる。

2. 次に, Pが甲社から受取れる剰余金の額が半減することも争われ
る。単純に配当優先額の配当やそれ以外の配当が半減する。
その上, 甲社の定款によれば配当優先額に達しなかった分の不足額は
累積する。つまり, Pが受取れる剰余金の額の減少は大きい。

第3 [設問2] (2)

1. まず, Pは182条の3に基づいて, 本件株式併合が法令に違反する
として, 自己が不利益を第2のように受けるおそれがあるから, 差止
請求をすることが考えられる。

(1) 180条2項より, 株式併合にあたっては株主総会の決議が必要
である。本件では本件議決が可決されているが, Bはこれが取消
事由に該当すると主張すれば, そのような議決に基づく株式
併合は180条2項違反であるといえる。

(2) では, 本件議決にはどのような取消事由があるか。
ア. 831条1項3号は, 株主総会決議が特別利害関係人が議決
を行使したことにより著しく不当な決議がされたとき, その決議の

取消事由にならしている。株式併合の内容を決定する決議では
全員が併合されるならば稀の仕える少数株主に対して残留する支配
株主が、一部の株主だけが併合されるならばそれ以外の株主が、
特別利害関係人となる。

1. 本件において、株式が併合されるのはPとQだけである。

PとQは持つ本件優先株式のみ併合されるから、普通株式しか
持たないAとBは本件決議につき特別利害関係人となる。

合わせて全体の約90%の議決権を持つAとBの賛成によって

本件決議は可決された。しかし資金繰りの問題で
株全体ではなく本件優先株式のみ併合することとし、Pの反対する
旨を示した書面に触れるでもなく、支配株主のAとBが強硬的に
併合を決めたことは、著しく不当である。PとQはかつて資金
繰りに困っていた甲社を救済すべく1億円ずつ出資した見返りに
優先を得たのであって、正当な経緯があるから、このような一方的な
併合は許されない。

う。よって、本件決議はAとBが議決権を行使した
ことにより著しく不当な内容で可決された。このことから、本件
決議には83条1項3号の取消事由が認められる。

(3) したがって、Pは、本件決議が取消事由のある違法でないもので、
これに基づく本件株式併合が180条2項に違反するとして、182条の3に
基づき本件株式併合の差止請求をすることができ。

2. また、Pは116条1項3号に基づいて甲社に株式の買取請求を
することが考えられる。

第

問

具体的には
9/11/25

Pは本件優先株式(本件決議より32条2項の定款の定めがある)と
有する種類株主で、第2の通り損害を被るおそれがある(116条1項
3号柱書)。また、Pは本件決議3に先立って本件株式併合に
反対する旨を甲社に対して通知し本件決議3に反対した株主で
(116条2項1号イ)、「反対株主」に該当する(116条1項柱書)。

以上より、株式併合の効力発生日の20日前までに甲社に通知
することにより(116条3項)、Pの買取請求は認められる。

第

問

- 疑問の分量・バランスは適切に、
- 細かい条文を悉くおろし勉強が通っている
印象に。
- 疑問1は「大抵のナンバリング」にだけ「それ
小見出しを何ヶ2あるのじゃ?」何項目か
何ヶ論証の何を確認し2おろし。

【民事系科目】

【第2問】（配点：100【設問1】及び【設問2】の配点の割合は、60：40）

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

良い西暦
2024!!



1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、電子機器部品の製造及び販売等を目的とする会社法上の公開会社でない会社であり、取締役会、監査役及び会計監査人を置いており、一種類の株式（以下「本件普通株式」という。）のみを発行している。甲社の資本金の額は10億円、発行可能株式総数は20万株、発行済株式の総数は8万株であり、Aが5万1000株を、Bが2万9000株を、それぞれ保有している。甲社の取締役はA、C及びDの3人であり、Aが代表取締役会長を、Cが代表取締役社長を、それぞれ務めている。なお、Bは、甲社の役員に就任していない。
2. 甲社は、規模はそれほど大きくないが、高い技術力を持っていた。甲社の業績は、約10年前の設立以来、堅調に推移してきたため、2年前までは、毎事業年度、欠かさず剰余金の配当をしてきた。しかし、近時は、支払が遅延する取引先が増えたため、甲社は仕入資金の調達が必要になったが、金融機関が満足な融資をしてくれないため、資金繰りに窮するようになった。
3. このような状況で、Aは、令和元年12月頃、甲社の資金繰りの改善を図ることが急務であり、少なくとも2億円の資金調達が必須であると考えた。甲社は、銀行から借入れをすることが困難であったため、Aは、株式の発行が最善であると考えたが、普通株式では引受人を見付けることができない可能性が高かったため、議決権のある剰余金配当優先株式（以下「本件優先株式」という。）を新たに発行することによって2億円の資金調達をすることを計画した。
4. Aが本件優先株式を引き受けて出資してくれそうな者を探したところ、Aの叔父Pとその友人Qがそれぞれ1億円ずつ出資してもよいという意向を示した。そこで、Aが、令和2年2月中旬に、中立的な専門機関に対し、甲社の事業計画や財務状況を示す資料を提供して、本件優先株式について合理的な方法による評価額の算定を依頼したところ、本件優先株式の評価額は1株当たり4万円と算定された。
5. これを受けて、Aが、P及びQに対し、1株当たりの払込金額を4万円として、本件優先株式をP及びQにそれぞれ2500株ずつ（合計5000株）発行することを打診したところ、P及びQは、少なくともそれぞれ甲社の発行済株式の総数の5%ずつを保有したいため、1株当たりの払込金額を2万円として、本件優先株式をP及びQにそれぞれ5000株ずつ（合計1万株）発行するように主張して譲らなかった。
6. そこで、AがC及びDに意見を聞いたところ、2人とも2億円の資金調達を実現するためには、P及びQの主張を受け入れる以外に選択肢がないが、Bが反対して計画が挫折する可能性が小さくないという意見であった。
7. Aは、令和2年3月17日、甲社の取締役会（以下「本件取締役会」という。）を招集して、役員全員が出席の上で、対応策を協議したところ、A、C及びDは、2億円の資金調達を実現するためには、株主総会の場で何とかしてBの同意を取り付けるほかはないという意見で一致した。その上で、本件取締役会では、同月25日に甲社の本社で定時株主総会（以下「本件定時総会」という。）を開催すること、「計算書類の報告の件」及び「事業報告の報告の件」を会議の目的事項とすること、「定款変更の件」を会議の目的事項として、本件優先株式の内容等の所要の事項を定める定款変更を行う旨の議案（以下「本件議案1」という。）を本件定時総会に提出すること、「新株式発行の件」を会議の目的事項として、本件優先株式の発行（以下「本件株式発行」という。）を行う旨の議案（以下「本件議案2」という。）を本件定時総会に提出することなどが決議された。なお、本件議案2は、①募集株式は本件優先株式1万株とすること、②1株当たりの払込金額は2万円（払込金額の合計は2億円）とすること、③払込期日は同年

4月10日とすること、④増加する資本金と資本準備金の額はいずれも1億円とすること、⑤
本件優先株式をP及びQにそれぞれ5000株ずつ割り当てることを内容とするものであった。
8. Cは、令和2年3月17日、A及びBに対し、本件定時総会の招集通知（以下「本件招集通知」
という。）を書面で発した。本件招集通知には、本件定時総会の開催日時及び開催場所のほか、
会議の目的事項として「計算書類の報告の件」及び「事業報告の報告の件」が記載されており、
当該目的事項との関係で必要とされる書類も、計算書類や事業報告を始め、全て添付されてい
た。しかし、本件招集通知には、本件議案1及び本件議案2に関する記載がなく、また、「定款
変更の件」という会議の目的事項及び「新株式発行の件」という会議の目的事項がいずれも記
載されていなかった。

9. 令和2年3月25日に開催された本件定時総会には、役員全員が出席しており、また、株主
であるA及びBのいずれもが出席した。Cが「定款変更の件」について本件議案1を、「新株式
発行の件」について本件議案2を、それぞれ本件定時総会に上程したところ、Bは、本件議案
1及び本件議案2のことを初めて知って驚いた。しかし、Bは、Cから、2億円の資金調達に
急務であること、そのためには、事実上、本件株式発行以外に選択肢がないこと、2万円とい
う1株当たりの払込金額は中立的な専門機関が合理的な方法によって算定した評価額に相当す
る額である旨を説明されて、そのような事情であれば本件株式発行によって自己の持株比率が
下がるのもやむを得ないと考えて、渋々ながら賛成したため、本件議案1及び本件議案2がい
ずれも可決された（以下、本件議案1に関する本件定時総会の決議を「本件決議1」といい、
本件議案2に関する本件定時総会の決議を「本件決議2」という。）。
10. その後、Cが会社法所定の手続を行い、P及びQが払込期日である令和2年4月10日にそれ
ぞれ1億円ずつを払い込んだことにより、P及びQに対する本件株式発行が行われた。なお、
上記4の本件優先株式の客観的な評価額の算定後、払込期日までの間に、本件優先株式の価値
を著しく変動させるような事情はなかった。

【設問1】 Bは、本件株式発行の効力の発生後になって初めて、中立的な専門機関が合理的な方
法によって算定した本件優先株式の評価額が1株当たり4万円であったことを知った。Bは、
① 本件決議1及び本件決議2には瑕疵があり、そのことが本件株式発行の効力に影響を及ぼすと
考えている。Bは、令和2年5月14日の時点で、どのような訴えを提起して、どのような主
張をすることが考えられるかを検討した上で、その主張の可否について、論じなさい。

下記11及び12では、上記8及び9とは異なり、本件株式発行が適法に行われたことを前提として、

【設問2】に答えなさい。

11. 本件株式発行によって甲社の資金繰りは改善した。しかし、その後、約2年が経過し、甲社の
資金繰りは再び苦しくなってきた。甲社は、P及びQの要望により、毎事業年度、本件優先株
式について剰余金の配当をしてきたが、資金繰りが苦しい中、甲社にとっては、本件優先株式
に係る剰余金の配当が重荷になってきた。なお、本件優先株式は、その発行後、P及びQがそ
れぞれ5000株ずつを保有し続けている。

また、甲社の定款では、本件優先株式の内容として、発行可能種類株式総数のほか、①甲社
が剰余金の配当をするときは、本件優先株式の株主に対し、本件普通株式の株主に先立ち、各
事業年度に、本件優先株式1株につき1000円（以下「配当優先額」という。）を配当するこ
と、②本件優先株式について配当優先額の配当をした後に、更に分配可能額がある場合には、
本件優先株式の株主は本件普通株式の株主と共に株式数に応じて配当を受けることができるこ
と、③ある事業年度において本件優先株式の株主に対してする1株当たりの配当の額が配当優
先額に達しない場合には、当該不足額は翌事業年度以降に累積すること、④本件優先株式の株

審事意図が読み取れない程度に
上からコメントに
構成できている!!

主は、株主総会における決議事項の全部について議決権を行使することができること、⑤本件優先株式の譲渡による取得には、甲社の承認を要すること、⑥会社法第322条第2項に基づき、同条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しないことが定められていた。

12. このような状況で、甲社は、本件優先株式についてのみ株式の併合をすること（以下「本件株式併合」という。）を計画し、取締役会で、役員全員が出席の上で、臨時株主総会（以下「本件臨時総会」という。）を開催すること、「株式併合の件」を会議の目的事項として、①本件優先株式のみを2株につき1株の割合で併合すること、②本件株式併合の効力発生日、③効力発生日における発行可能株式総数について定める議案（以下「本件議案3」という。）を本件臨時総会に提出することなどを決議した。

甲社は、この取締役会の決議に従い、招集手続を経て、本件臨時総会を開催した。本件臨時総会では、Cが、本件優先株式に係る甲社の剰余金の配当の負担を軽減するためには本件株式併合が必要である旨を説明した上で、本件議案3について審議したところ、P及びQが強く反対したが、A及びBが賛成したため、本件議案3が可決された（以下、本件議案3に関する本件臨時総会の決議を「本件決議3」という。）。なお、甲社は、本件臨時総会の開催に先立ち、株主に対する会社法所定の通知をするとともに、本件株式併合に関する事項を記載した会社法所定の書面を本店に備え置いた。また、Pは、本件臨時総会に先立ち、本件株式併合に反対する旨を甲社に対し書面で通知した。

【設問2】

- 5 (1) 本件株式併合の効力の発生によって、Pには、どのような不利益が生じ、又は生じるおそれがあると考えられるかについて、説明しなさい。
- 359 (2) Pは、本件決議3に従い、本件株式併合の効力が発生することによって、自己に不利益が生じ、又は生じるおそれがあることに強い不満を感じている。Pは、本件株式併合の効力の発生前の時点で、どのような会社法上の手段を採ることが考えられるかについて、論じなさい。なお、損害賠償を請求するという手段については、論じなくてよい。

1. 差止 182-3

↳ 180-2 & 831-1-1

↳ 特別利害関係人

2. 買取請求 116-1-3

210712 good

答を先に使えるように

11) 14) の校閲が正しいか
スレッドからいれたい。

割合などは
右の2つの計算で
いいたいね!